

事 務 連 絡

平成21年11月6日

都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局 御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

### 保存剤無添加の製剤(0.5mlシリンジ製剤)の納入について

日頃より、新型インフルエンザ対策にご協力いただき有り難うございます。

さて、保存剤無添加の製剤(0.5mlシリンジ製剤)については、妊婦の方を対象としており、そのため、妊婦の体調を把握し、ワクチン接種を行う産科、産婦人科に納入を限定するようお願いしていたところでした。

これについて、地域の産科、産婦人科が受託医療機関となっていないため、妊婦の接種事業に弊害が生じるというご意見をいただきましたので、保存剤無添加の製剤(0.5mlシリンジ製剤)の納入については、下記のとおりといたします。

今後の流通等にあたり、ご留意のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 記

- 1 妊婦の接種については、妊婦の状況等を的確に把握しているかかりつけの産科、産婦人科での接種が望ましいことや流通の円滑化という観点から、まずは、地域の産科、産婦人科が受託医療機関になっていただけるよう働きかけること。
- 2 地域の産科、産婦人科が受託医療機関になっていただくことが困難であり、都道府県が必要と判断する場合には、特例的なケースとして、当該地域の内科等他の診療科において接種を行っても差し支えない。  
この場合、以下の点に留意されたい。
  - ・都道府県が卸売販売業者と調整して円滑な流通経路を確保すること
  - ・保存剤無添加の製剤(0.5mlシリンジ製剤)を妊婦以外の接種対象者には使用されないこと。